

山梨県キャリアコンサルティング協会 入会規則

(目 的)

第1条

この規則は山梨県キャリアコンサルティング協会への入会を希望する個人または法人、団体に対する手続きについて定めることを目的とする。

(適 用)

第2条

この規則は山梨県キャリアコンサルティング協会の会員ならびに入会希望の個人・法人団体に適用する。

(入会資格)

第3条

この協会の入会に際しては次の通り入会資格を定める。

- 1、風俗営業ならびにこれに関する団体・個人では無いこと。
- 2、暴力団体、政治的団体、反政府的団体の関係者ならびにこれに準ずると判断された個人・団体では無いこと。
- 3、公的秩序の観点から青少年の育成や若年者に対し好ましくない影響があると判断されうる個人・団体では無いこと。
- 4、明らかにこの協会に属することにより営利のみを追求し、自己の利益追求の為だけに入会しようと考えている個人・団体では無いこと。
- 5、明らかにこの協会の会員であることを宣伝利用し事業の趣旨と公共性を理解せずに悪用しようと考えている個人・団体では無いこと。
- 6、この協会に属することにより明らかにその個人・団体等、特定された一部が多大な利益を得る可能性が高い個人・団体では無いこと。
- 7、その他、教育的観点や公共の福祉的な健全性の判断から上記の項目に準じていると判断された個人・団体では無いこと。
- 8、その他、会員もしくは理事より入会がふさわしくないという発議が提出され審議の結果入会を拒む判断をされた個人・団体では無いこと。
- 9、本条第1項に定める項目に1項目でも合致した場合は、入会は出来ないものとする。

(入会手続き)

第4条

- 1、この協会に入会しようとする個人・団体は別に定める書式に記載の上、本協会事務局までに書類を提出しなければならない。
- 2、入会に必要な書類は別紙「入会申込書」個人もしくは団体代表者の「履歴書」「経歴書」団体の場合は事業活動もしくは団体活動を証明する書類を添付することとする。
- 3、入会に必要な書類を預かりとした事務局は理事会を招集し、入会審査を行う手続きを速やかに進めること。理事会による入会審査は書類預かり後、10日以内に実施することとし、召集が困難な場合は理事・監事への入会賛否の投票を行い理事長の採決を求めることにより入会審査を実施することも出来る。

(入会審査)

第5条

1、事務局より提出された入会審査を理事会は監事を含めた全員で協議し審査しなければならない。入会の承認は原則として理事・監事全員の賛同をもって承認とする。ただし理事・監事のうち1名でも推薦書が提出された個人・団体は賛否が分かれた場合、理事長の判断による決裁により入会承認を得ることが出来る。

2、入会審査を議題とする理事会は議長を理事長とする。

(入 会)

第6条

1、入会を承認された個人・団体に対して事務局は速やかに入会通知を発行し加入手続きを進めなければならない。

2、入会承認された個人・団体は速やかに会員登録をし、登録後10日以内に入会金ならびに年会費を納入しなければならない。

3、正当な理由無く期限までに入会金ならびに年会費の納入が無い場合はその個人・団体の入会を取り消すことがある。

4、入会金ならびに年会費はこの協会の「定款」に定める通りとする。

入会金 : 正会員、賛助会員とも 5,000 円

振込先 : 山梨中央銀行 医大前支店 普通 307704

特定非営利活動法人 山梨県キャリアコンサルティング協会

理事長 伊藤 洋



付 則

この規則は平成16年2月7日より実施する。

入会申込書

山梨県キャリアコンサルティング協会
理事長 殿

年 月 日

住所

氏名

印

(法人・団体は代表者名)

私、
は、山梨県キャリアコンサルティング協会の運営趣旨に賛同し、
活動方針を理解した上で入会を希望致します。

なお、貴協会にて行う入会審査につきましては、いかなる事由であろうとも、その決裁を尊重し、異議申し立てを行わないことをお約束致します。

また、貴協会に入会承認を得た場合はその趣旨、方針に沿った活動を行い、万一、貴協会の規約に抵触するような事由が生じ、退会勧告を宣告された場合は異議申し立てることなく決議に従います。

以下、入会希望に際しての必要記載事項と致します。

■入会区分 正会員 / 賛助会員 (いずれかに○)

■過去の活動（事業）内容

■入会希望理由

■入会希望者の住所

■入会希望者の氏名

■入会希望者の連絡先

■メールアドレス

■電話番号・FAX

以上